

13	労災ケアサポート事業経費	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる訪問指導等を行うなど、労災年金受給者等の生命に必要不可欠な援護等の実施。	本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 労災年金受給者に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する	○	本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。	
14	高齢被災労働者対策費	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営。	入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	○	入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	
15	労災関係等調査研究	① 石綿による疾病に関する症例収集及び分析(20年度限り) ② 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法(12℃5分法)に関する調査研究(20年度限り) ③ 長時間労働等就労環境に問題のある業種に関する調査研究(20年度限り)	① 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ② 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査手技の評価のための基礎資料を得る。 ③ 調査を適切に実施し、その分析結果をまとめ、実効ある対処方針等についても検討し、報告書にまとめる。	○	① 石綿小体の計測例の収集、分析を適正に実施することにより報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を作る。 ② 業務上疾病に関する医学的知見の収集を適切に行い、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。	
16	石綿確定診断等事業	石綿関連疾患に係る労災保険請求について、迅速・適切な給付を行うため、外部の医療機関等において、複数の専門家による石綿関連疾患の確定診断並びに石綿小体及び石綿繊維の計測の実施する。			労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼のあったものについてすべて疾患を確定する。	
17	石綿関連疾患診断技術研修事業	石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図る。			医療関係者に対して、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見に関する読影・検索方法及び労災補償制度上の取扱い等について研修を実施し、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。 全国7地域において、1地域当たり3回、延べ630名を対象として研修を実施する。	
18	新規労災年金受給者支援経費	新たに労災年金受給者となった者に対して、労災保険制度や労災年金にかかる各種手続をはじめ、社会復帰のための指導を内容とした説明会を開催する。			本事業の利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 説明会を全国で170回以上開催する。	

4. 安全衛生確保等事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	事業概要	20年度成果目標	成果目標達成度合	21年度成果目標	備考
19	じん肺等対策事業	石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 ※ 平成20年度からは「危険有害な特定化学物質対策の推進事業」を一部廃止の上統合し、石綿にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。	① 離職後健診の受診率を61.0%以上にする。 ② 抜き打ちによる買取試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。更に規格に適合しない重大な欠陥を生じない状態を維持する。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。	△	① 離職後健診の受診率を68.3%以上にする。 ② 事業運営の効率化により、買取対象型式数を82型式(過去2年間の実績(平均))以上とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。	

		※ 平成20年度からは「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施」を統合し、呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。	① 石綿健康管理手帳の新規交付数を3,370件(H19実績)以上とする。 ② 型式の計画買取り総数に対する買取率を100%とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を8回実施する。		① 石綿健康管理手帳の新規交付数を5231件以上とする。 ② 買取り試験評価委員会の開催率を100%とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を47回実施する。	
20	林業従事者等における安全衛生対策の推進事業	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図る。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を81%以上とする。 ③ 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下とする。	○	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を83%以上とする。 ③ 林業巡回特殊健康診断については、当該特殊健診の結果、有所見が認められた労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施し、当該事業者のうち特殊健診結果に基づき事後措置を実施した又は実施する予定のものの割合を80%以上とする。補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対してもアンケート調査を実施し、補助対象とした労働者の7割以上が、次年度においては「自主的に受診する予定である。」旨の回答を得る。また、チェーンソー取扱事業者に対する特殊健診の受診勧奨については、未受診労働者に対する受診勧奨を実施し、受診した労働者の率の4%の増加を図ることとする。 ④ 事業者に対して指導等を行うことができる専門家を各都道府県ごとに製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごとに1名以上、業種計で3名以上養成する。 ⑤ 振動工具の製造・輸入業者に対する説明会において、出席者を対象とした今後の取組に係るアンケート調査を実施して今後見直した指針への取組を促し、出席者のうち当該指針に取り組む予定であるとするものの割合を80%以上とすることにより当該指針の実施を図る。	
			① 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) ② 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) ③ 全国で7500人に対し巡回形式の特殊健康診断を実施する。		① 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) ② 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) ③ 林業巡回特殊健康診断について、有所見労働者を使用する事業者及び補助対象とした7,500人の労働者を使用する事業者に対しアンケート調査を実施する。 ④ 製造業等、建設業、林業(木材製造業を含む。)の業種ごとに、事業者に対して指導等を行うことができる専門家養成のための説明会を1回以上実施する。また、振動工具の製造・輸入業者に対する説明会を1回以上実施する。	
21	中小地場総合工事業者指導力向上事業	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(293事業場)。 ③ モデル事業場の取組事例集を作成する。	○	事業対象事業場において、個々の事業場の安全管理状況を踏まえ、安全管理活動等労働災害防止対策の改善、向上に役立てた事業場の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(76回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(309事業場)。 ③ モデル事業場の取組事例集を作成する。	
22	安全衛生情報提供等事業	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じて災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,862万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,916人、展示コーナーの利用者数を59,167人以上とする。 ① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。	△	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,884万件、視聴覚媒体の利用者数を13,055人、展示コーナーの利用者数を62,239人以上とする。 ① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する。 ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する。	
23	交通労働災害等防止対策の推進事業	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。	交通労働災害防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。	○	① 交通労働災害等防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法についての研修会において実施するアンケート調査において、「ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法を理解し、当該手法の活用について検討する」と回答する参加者の割合を50%以上とする。	

			① 交通労働災害防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。		① 交通労働災害等防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理手法についての研修会を開催し、160名以上を参加させる。	
24	小規模事業場の産業保健活動推進事業	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。	小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成20年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場以上とする。	×	① 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成21年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。 ② 産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も当該活用を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場以上とする。	
25	地域産業保健センターの整備事業	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。 健康相談窓口の実施回数を26,378回以上とする。	△	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,985人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。 夜間・休日の相談窓口の実施回数を3,943回以上とする。	
26	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。 構成事業場会議の実施率を100%とする。	△	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。 構成事業場会議の実施率を100%とする。	
27	化学物質の有害性調査等事業	化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設として、昭和57年に、国が設立した日本バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験設備の変更を行う。また、施設建設から約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要な試験関連の設備を計画的に改修する。	— 委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成20年度に試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。	○	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成21年度に試験が終了する予定の2物質について、試験結果を公表する。	
28	労働災害防止対策費補助金	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体法の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行う。	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成19年と比して4%以上減少させる。 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を39,240人以上とする。	△	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成20年と比して4%以上減少させる。 ① 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を36,800人以上とする。	